

罾を借受けた方へ

ハクビシン用箱わなの貸出に係る遵守事項

<捕獲設置について>

- ハクビシン以外の獣の捕獲を目的に使用しないでください。
- ハクビシン以外の獣が捕獲されたら速やかに解放してください。
- 設置は安全な場所で行い、子どもの手の届く場所で使用しないでください。
- 箱わなの餌については、御自身の負担でお願いします。
- 錯誤捕獲を防止するため、一日一回以上見回りを行ってください。
許可を受けていない獣は捕獲しないでください。

<個体の処分>

- 捕獲したハクビシンは別の場所に放獣せず、借受者が責任を持って処分してください。
- 捕殺後は酒田地区広域行政組合に持ち込んで焼却処分するか、自己の敷地内に埋設してください。

<返却について>

- 使用後は、箱わなを洗浄して返却してください。



庄内町鳥獣被害防止対策協議会

(庄内町環境防災課環境係内)

TEL : 0 2 3 4 - 4 3 - 0 2 5 4

FAX : 0 2 3 4 - 4 2 - 0 8 9 3